

平成 21 年 11 月 9 日

企業会計基準委員会 御中

新日本有限責任監査法人  
品質管理本部 業務監理部門長  
古川 康信「引当金に関する論点の整理」に対する意見

貴委員会から平成 21 年 9 月 8 日に公表された「引当金に関する論点の整理」(以下「論点整理」とする。)について、下記のとおり意見を取りまとめましたので提出いたします。

## 記

**【目的、背景】**

(コメント)

引当金について、我が国では「企業会計原則」注解 18 (以下、「注解 18」とする。)による期間損益計算の適正化のためのアプローチをとっているが、国際財務報告基準(IFRS)では、まず負債を定義した上で、期末日時点の債務性を必要とした資産・負債アプローチによっている。この両者の差異を公開草案においては「結論の背景」の「経緯」において明示してはどうか。

(理由)

我が国は注解 18 に基づき、「将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合には、当期の負担に属する金額を当期の費用又は損失として引当金に繰入れ、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部又は資産の部に記載」し、期間損益計算の適正化の観点から、費用計上面よりアプローチする実務により処理されてきている。

一方、国際会計基準 (IAS) 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」(以下「IAS 第 37 号」とする。)及び IAS 第 37 号の改訂案の公開草案 (以下、「IAS 第 37 号改訂案」とする。)については、期末日時点の債務性があるものに限定し、貸借対照表上の負債(債務)から押さえるアプローチをとっている。

この両者の違いを明示させた上で各論点における検討をしてはどうかと考える。

**【論点 1】定義と範囲**

(コメント)

会計基準の適用範囲について、負債性引当金を検討対象とすることについては賛成す

る。

(理由)

企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」の対象となっている貸倒引当金や金融資産の減損処理との関連で検討することとなる投資損失引当金、及び他の会計基準で定められている引当金については、対象外とすることについて賛成する。

収益認識に関連した引当金（製品保証引当金、売上割戻引当金、返品調整引当金、ポイント引当金など）については、国際的に「顧客との契約における収益認識についての予備的見解」が公表されたこともあり、顧客との契約に基づくものは、収益認識に関する今後の基準の開発の中で含まれることになると予想される。しかし、売上に紐づいていない特定の対象者に対して無償で付与されるポイントや IFRS では債務性がないと判断されるような無差別に付与されるポイント等については、どのような認識・測定方法とすべきなのか、今後も検討の対象とする必要があると考える。いずれにしても、収益認識プロジェクトの検討状況を勘案して、今後判断していくことが望まれる。

(コメント)

IFRS に基づいた考え方となる場合、これまでと同じ引当金という名称を用いるのか、IAS 第 37 号改訂案のような非金融負債といった別の名称を用いるのかも検討すべきと考える。

(理由)

我が国において、注解 18 に基づいた引当金は広く浸透し、馴染みが深いものであるが、それと大きく異なる概念となるのであれば、他の名称を用いることも実務で混乱を避けるために必要ではないかと考えられる。

## 【論点 2】認識要件

### [論点 2-1] 認識要件の見直し及び個別項目についての検討

(コメント)

引当金を債務性があるものに限定するという方向性は同意する。

(理由)

期末日の債務性を必要とする考え方をとる場合、論点整理第 29 項にあるように修繕引当金及び特別修繕引当金が認められないこととなる。日本では将来の修繕に係る費用を事前に引当金として計上してきたケースがあるが、今後は、現在の債務と認識した時点から計上されることとなるので、費用計上のタイミングがこれまでより遅くなる。ただし、注 10 において説明が加えられているように、IAS 第 16 号「有形固定資産」（以

下、「IAS 第 16 号」とする。)のコンポーネントアプローチに基づいて、大規模な修繕部分を固定資産の取得原価に含めて、別途減価償却することにより、ある程度の損益の影響はカバーできると考えられるため、IAS 第 16 号の処理の導入と合わせて今後も検討すべきと考える。

(コメント)

IAS 第 37 号における推定的債務について紹介されているが(論点整理第 22 項)、推定的債務については実務上の解釈の幅が生じると考えられ、詳細な説明を記載することが必要と考える。

(理由)

企業会計基準第 18 号「資産除去債務に関する会計基準」(以下、「資産除去債務会計基準」とする。)においては、法律上の義務のほか、それに準ずるものも対象としているが、債務の履行を免れることがほぼ不可能な義務を指し、法律上の解釈、過去の判例や行政当局の通達等のうち、法令又は法律で要求される法律上の義務とほぼ同等の不可避的な義務が該当するとされている(資産除去債務会計基準第 28 項)。これは IAS 第 37 号の推定的債務よりも範囲が狭いと考えられる。

また、リストラクチャリングに係る引当金や訴訟損失引当金などにも、推定的債務に該当するかどうかによって、認識の有無や時期及び測定に影響してくるため、推定的債務についても今後より具体的に検討する必要があると考える。

例えば、役員退職慰労引当金については、株主総会の承認が得られた段階で初めて法律上の債務が生じるとされているが(論点整理第 41 項)、役員退職慰労金について、内規が定められ支給実績があれば、過去の実務慣行や明確な文書により企業はこれらの責務を果たすであろうという妥当な期待を他者に惹起しているとして、推定的債務に含まれることになるケースもあると考えられる。

(コメント)

訴訟損失引当金について、訴訟等により損害賠償が求められている状況では一般的に負債が存在しているかどうかに関して不確実性があり、事実関係や訴訟の進行状況等を考慮して負債の存在を判断することに賛成する。

(理由)

訴訟においては、訴訟で勝つという意思を持って訴訟を開始又は受けている場合も多いと考えられ、その場合に IAS 第 37 号改訂案にいう無条件債務として訴訟の開始の段階で負債が存在していると考え、引当金の計上が必要となるというのは、一般的に理解を得られない場合も多いと考えられる。

IAS 第 37 号改訂案では、訴訟が開始されていれば負債が存在しているという考え方が示されていたが、国際会計基準審議会（IASB）の再審議の中で、訴訟の開始だけでは必ずしも負債が存在しているとはいえないという考え方が暫定合意されているとのことであり、当該暫定合意の方向性は適切であると考えている。

ただし、具体的にどのような状況で負債と認識するのかについて、実務上、推定的債務も含め判断が分かれる可能性が高く、何らかのガイダンスが必要と考えられる。

### **[論点 2-2] 蓋然性要件**

（コメント）

我が国の会計基準では、引当金の認識要件の中に、発生の可能性が高いという要件（蓋然性要件）を設けている。しかし、IAS 第 37 号改訂案では当該要件を削除することが提案され、その後の審議においてもその方針は変わっていない状況である。これについては、会計基準の国際的なコンバージェンスの観点からは、IAS 第 37 号の最終的な改訂において、蓋然性要件の代替となるような取扱いが導入されるかどうかも含めて、IASB の今後の動向に注意して引き続き検討していくことに賛成する。

（理由）

IAS 第 37 号改訂案では蓋然性要件を削除して、金額や時期についての不確実性は測定において考慮することが提案されている。

蓋然性の認識要件を削除することとした場合、蓋然性がないときに、これまで日本では偶発債務として開示されてきた項目についても信頼できる見積りができない場合以外、負債を認識することになる。このような認識方法で作成された財務情報の有用性や測定における実務上の対応などについて問題があると考えている。

最終的に蓋然性要件が削除されることとなった場合、負債が存在しているかの判断や負債が存在していると判断した場合の測定方法については、実務上はかなりの困難が生じると考えられる。そのため、これまでの会計処理とどのような違いが出てくるのかも含めて、詳細なガイダンスや具体例を会計基準もしくは適用指針に盛り込む必要があると考えられる。

### **【論点 3】 測定**

#### **[論点 3-1] 測定の基本的な考え方**

（コメント）

IAS 第 37 号改訂案で主張されている現時点決済概念で測定するのか、将来において債務を消滅させるために要求されることが見積られる金額による究極決済概念とするのか、他の会計基準との整合性や負債の概念に関連して、IASB の測定についてのガイダンスの開発状況も踏まえて、十分に検討する必要があると考えている。

(理由)

IAS 第 37 号改訂案では、期末日において債務の決済又は第三者への移転のために合理的に支払う金額（現時点決済概念）に基づき、引当金を測定することを求めている。また、IASB の暫定合意では、企業が債務を履行するためにサービスを引き受けってもらう場合、関連するキャッシュ・フローは、サービスを引き受ける第三者に企業が合理的に支払う金額であり、サービスの十分な市場がない場合には、当該企業自身が当該サービスを遂行するために第三者に請求する金額により見積ることができるとされ、予想されるコストの見積りにマージンを含めることとされている（論点整理第 66 項）。

引当金の測定に関して、我が国では企業自らの履行による決済が前提となっている場合が多いことから、現状では究極決済概念の方が受け入れられやすいものとする。マージンを含む場合は、債務部分が決済された場合にマージン部分が残ってしまい、それをどのように処理するか、さらに、負債全体について、マージンを加えて測定することになるのかという検討が必要となる。

この点については、「収益認識に関する論点整理」論点 5 における不利な契約と判定された場合に計上されることとなる損失額について、履行義務と比較する価格として、見積原価にマージンを加えるかどうかという議論とも整合性をとりつつ検討する必要があると考える。

### [論点 3-2] 現在価値への割引

(コメント)

貨幣の時間価値の影響が重要な場合、現在価値への割引については賛成する。

(理由)

貨幣の時間価値の影響が重要な場合は負債を現在価値に割り引くことが理論的と考えられる。実務上、対応可能かどうかという観点からも、資産除去債務や退職給付引当金において負債を現在価値に割り引く実務が浸透してきており、貨幣の時間価値の影響が重要な場合は、現在価値に割り引くことについて賛成する。

(コメント)

信用リスクを割引率に反映させるか否かについては、反映させない割引率を用いることに賛成する。

(理由)

退職給付債務の算定に無リスクの割引率が使用されていることや、同一の内容の債務について信用リスクの高い企業の方が高い割引率を用いることにより負債計上額が少

なくなる結果は、財政状態を適切に示さないと考えられることなどから、自己の支出見積りのように、割引前の将来キャッシュ・フローに信用リスクによる加算が含まれていない場合、無リスクの割引率を使用することが整合的とする考え方（論点整理第 83 項）について、賛成する。

有利子負債やそれに準ずるものと考えられるリース債務と異なり、明示的な金利キャッシュ・フローを含まない引当金については、退職給付債務と同様に無リスクの割引率を用いることが、現在の我が国の実務においても受け入れられやすいと考えられる。

仮に IAS 第 37 号改訂案で求められている、より公正価値に近い金額で負債（引当金）の測定を実施しようとするスタンスをとるならば、信用リスクを反映させた割引率を用いるのが整合的となるものと考えられるため、[論点 3-1]測定の基本的な考え方をどうするかという点と合わせて今後も検討が必要と考えられる。

（コメント）

事後測定において使用する割引率については、IAS 第 37 号改訂案のように各期末日の割引率を用いる方法にするのか、米国会計基準及び資産除去債務会計基準のように、当初認識時の割引率に固定する方法とするのか、[論点 3-1]の測定の基本的な考え方にも関連して、今後も引き続き検討していく必要があると考えられる。

（理由）

事後測定において使用する割引率については、非金融負債を現時点決済概念により測定することを提案している IAS 第 37 号改訂案の考え方からは、各期末日の割引率を用いることとなる。一方、非金融負債の多くは事業投資に関連しており、途中での負債の決済は通常ではないことや、資産除去債務のような他の負債の取扱いとの整合性の観点などからは、当初認識時の割引率に固定することになると考える。[論点 3-1]測定の基本的な考え方とともに、今後も引き続き検討していく必要があると考えられる。

### **[論点 3-3]期待値方式**

（コメント）

期待値方式に一本化するのではなく、最頻値による測定方法も残すべきと考える。

（理由）

IAS 第 37 号改訂案では、現時点決済概念に基づき、期待キャッシュ・フローアプローチが現時点決済概念の基礎とされている。

製品保証のように同質的で母集団の件数が多く、大数の法則が働く場合、期待値方式による測定は合理的な結果となると考える。しかし、単一の債務で、ある程度発生可能性が高い場合は、最も高い可能性で測定する最頻値による測定額のほうが、財務諸表利

用者にとって情報の有用性が高い場合もあると考えられる。そのため、単一の債務に関する引当金についても、期待値方式のみを認め最頻値方式を削除することは、情報の有用性や測定の信頼性、あるいは実行可能性等の観点から懸念があると考えられる。したがって、最頻値による測定方法も残すべきではないかと考える。

#### 【論点4】開示

(コメント)

補填についての会計上の取扱いを注記による開示方法と併せて検討してはどうかと考える。

(理由)

IAS 第 37 号においては、引当金の注記の中で、予想補填金額、予想される補填について認識された資産の金額と、偶発負債の注記の中で補填の可能性の開示が求められている。IAS 第 37 号改訂案においては補填を受ける権利に係る金額、当該権利について認識された資産の金額及び非金融負債が信頼可能な測定ができないことにより認識されていない場合にも補填を受ける権利の存在の開示が提案されている。

我が国では補填を受ける権利については、あまりなじみのないものであるので、どのような場合に認識されるのか、会計上の取扱いと注記による開示方法を検討すべきと考える。

(コメント)

現在、日本の開示では求められていない金額又は時期に関する不確実性の内容を含む開示や、開示が不可能な場合及び開示する必要がない場合の定めをおくことについて、賛成である。

(理由)

IAS 第 37 号改訂案では、蓋然性基準が削除され、これまで偶発負債として開示されていたものが、信頼できる見積りができない場合を除いて、非金融負債として認識されることになるため、財務諸表利用者の理解に資するためには、注記で補足することが必要と考えられる。

例えば、訴訟による損害賠償や行政の立入調査による課徴金・罰課金の請求などについてはどの段階で債務として認識されるのか明確でなく、また信頼できる見積りができないとして、認識されない場合もあると考えられ、不確実性に関する注記で内容を説明するのが適当と考えられる。

また、IAS 第 37 号や IAS 第 37 号改訂案に沿った開示を行うこととなる場合、我が国の現在の引当金・偶発債務の開示より開示内容が拡大することとなる。開示が拡大する

ことを前提に、実務上の必要性が高いと考えられる「開示が他者との係争における企業の立場を著しく不利にすると予想できる場合」に開示する必要はない場合の定めについても設定の検討をしていくべきと考えられる。

以上